学校において予防すべき感染症に罹患した場合

医療機関にて学校保健安全法に基づく「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、下表の出席停止期間の基準に従って登校できません。この期間は欠席日数にカウントされませんが、学校所定の証明書(保健様式1)の提出が必要となります(保健様式1の内容を含む医師の診断書でも可)。

<参考>学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第18、19条)

		(子仪休健女生伝施1)規則第18、19采)		
種類	病名	出席停止期間の基準		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブ ルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフ テリア、重症急性呼吸器症候群(病原体 がベータコロナウイルス属 SARS コロナ ウイルスであるものに限る。)、中東呼吸 器症候群(病原体がベータコロナウイル ス属 MERS コロナウイルスであるものに 限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感 染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律 〈平成十年法律第百 十四号〉第六条第三項第六号 に規定す る特定鳥インフルエンザをいう。)	治癒するまで。		
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ 及び新型インフルエンザ等感染症を除 く。)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2 日(幼児にあっては3日)を経過するまで。		
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するま で。		
第	麻しん (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで。		
五	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した 後5日を経過し、かつ全身状態が良好になる まで。		
	風しん (3日はしか)	発しんが消失するまで。		
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで。		
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退 した後2日を経過するまで。		
	結核	病状により学校医、その他の医師において感		
	髄膜炎菌性髄膜炎	染のおそれがないと認められるまで。		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌 感染症、腸チフス、パラチフス、流行性 角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の 感染症	病状により学校医、その他の医師において感 染のおそれがないと認められるまで。		

証 明 書

大阪府立牧野高等学校 校長 宛

下記の生徒は、学校保健安全法に基づく疾病により療養中でありましたが、主要症状が消退し、感染のおそれがなくなったので、登校が可能であると判断しました。

年 組 番生徒名 (男•	女)
------------	----	---	---

病 名	2. 4. 6. 8.	百日咳 流行性 水痘 結核	耳下腺	3. 5. 7.	B型) 麻疹 風疹 咽頭結膜 髄膜炎菌		
登校を控えることが 必要であった期間	10.	その他 年 年	月	からまで	Ø.	日間)
その他特記事項						L 16	

年 月 日

医療機関名		

医師名 即